

第 4754 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 6月20日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 単身赴任者が会議に併せて帰宅する場合の旅費

Q：単身赴任者が、会議等に併せて帰宅する場合に支給される旅費等は、給与になりますか？

A：旅費の範囲を著しく逸脱するものでない限り、給与課税されません。

【解説】

単身赴任者が職務遂行上の理由から出張等をする場合に支給される旅費は、これに付随してその者が留守宅への帰宅のための旅行をしたときであっても、その旅行の目的、行路等からみて、これらの旅行が主として職務遂行上必要な旅行と認められ、かつ、その旅費の額が所得税で定める非課税とされる旅費の範囲を著しく逸脱しない限り、給与課税しないこととなっています。

ただし、この場合には次のことに留意する必要があります。

- ①この取扱いの対象になるのは、単身赴任者が会議等のため職務遂行上の必要に基づく旅行を行い、これに付随して帰宅する場合に支払われる旅費に限られること。
- ②この取扱いは、その性質上、月1回などの定量的な基準で非課税の取扱いをするということにはなじまないものであること。
- ③帰宅のための旅行は、職務出張に付随するものであることから、その期間や帰宅する地域等には、おのずから制約があること。

